

# 平成30年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年4月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後3時35分開会 午後4時閉会
- 3 開催場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 3階 大会議室
- 4 出席委員 19名
- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一  | 2番・鷺尾 勲   | 3番・川上 和幸  | 4番・山口 喜松  |
| 5番・一宮 敏昭  | 6番・鹿野 直子  | 7番・松木 一幸  | 8番・笹田 文彦  |
| 9番・清水 利秋  | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 14番・平 克洋  | 15番・吉田 清  | 16番・波能 隆  |
| 17番・柿木 和恵 | 18番・鈴木 剛  | 19番・幅崎 勝良 |           |
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席  
事務局職員 津村 事務局長 三浦 農地係長 井上 農地係主査  
清原 農地係主査 長根 農地係主任 石山 農地係主任  
荒 農地係主任 武田 農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録  
署名委員 1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲
- 9 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の設定について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
  - (8) 報告第4号 農地法第5条の許可に係る工事進捗状況報告について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は全員でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 1番宿谷委員、2番鷺尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

- 
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしましては、所有権移転が、永山地区で1件、江神地区で3件、西神楽地区で4件、東旭川地区で1件の計9件、使用貸借権設定が東旭川地区で2件の合計11件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。別添の農地法第3条調査書を合わせて御覧ください。
- 番号1番につきましては、譲渡人が全ての農地を処分するため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番及び4番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号3番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が構成員である農地所有適格法人に引き続き耕作させようとする案件です。
- 番号5番、6番及び8番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号7番につきましては、譲渡人が他産業に従事するため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号9番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が農業に精励しようとする案件です。
- 番号10番及び11番につきましては、貸主が所有農地を親族である借主に貸付け、借主が農業に精励しようとする案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
- 1番については、譲渡人が全ての農地を処分するため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が農業経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

- 委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
- 2番と3番につきましては、譲受人が農地を買い受けて経営の安定を図

る、譲受人が構成員である農地所有適格法人に引き続き耕作させようとする案件ということで問題ないと思います。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。

4番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号5番、6番、7番、9番について説明いたします。

5番、6番につきましては、譲渡人が老齡のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。

また、7番につきましては、譲渡人が他産業に従事するため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。

また、9番につきましては、譲渡人が老齡のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が農業に精励しようとする案件ということで全て問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。

8番につきましては、譲渡人が老齡のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ですので、よろしくお願ひいたします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

10番及び11番につきましては、貸主が所有農地を親族である借主に貸付け、借主が農業に精励しようとする案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番から9番まで、及び使用貸借権設定番号10番、11番について、審議願ひます。

御意見、御質問ございませぬか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案第2号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。まず、位置図を御覧ください。

申請地は、JR東旭川駅から南南東方向へ3.2kmのところのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページのA3資料、意見書を御覧ください。

甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行規則第33条第1号に「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に係る例外規定があり、本申請はこれに該当するものであります。

転用の確実性につきましては、資金計画上、銀行口座の残高証明書の提出があり支障がないと思われます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、適切な被害防除施設の計画があり支障がないと思われます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。

ただいま事務局から説明があったとおりですが、番号1番につきましては、農家レストランを新設するということであり、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては、永山地区3件、江神地区1件の計4件でございます。

賃借権等設定につきましては、155件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が31件、永山地区が21件、江神地区が15件、西神楽地区が21件、東旭川地区が67件となっております。

集積面積は、約354haでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権設定の番号19番及び20番の案件につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（松木 一幸） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号19番及び20番の案件につきましては、借主変更であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明が

- あればお願いします。
- 委員（山口 喜松） はい、4番山口です。  
賃借権設定の番号19番と20番の案件につきましては、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えます。よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号19番及び20番について、審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号19番及び20番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（松木 一幸） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 松木委員が関係する案件について決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号87番の案件につきましては平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（平 克洋） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号87番の案件につきましては、農地売買支援事業による貸付であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。  
この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（吉田 清） はい、15番吉田です。  
この案件につきましては、事務局の言われたとおり農地売買支援事業による貸付であり、借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号87番について、審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号87番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 平委員が関係する案件について決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号88番の案件につきましては、吉田委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。
- 委員（吉田 清） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号88番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。  
この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

す。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宮嶋 睦子） はい、13番宮嶋です。

88番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号88番について、審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号88番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（吉田 清） （着席）

○議長（鈴木 剛） 吉田委員が関係する案件について決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号137番の案件につきましては、笹田委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（笹田 文彦） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号137番の案件につきましては、新規賃借権設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

賃借権設定の番号137番の案件につきましては、新規賃借権設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号137番について、審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号137番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（笹田 文彦） （着席）

○議長（鈴木 剛） 笹田委員が関係する案件について決定をいたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

所有権移転の4件につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

議事参与制限の5件を除いた賃借権等設定150件の内訳につきましては、新規賃借権設定案件が18件、賃借権の期間更新案件が71件、借主

変更案件が53件、解約再設定が5件、農地売買支援事業により賃借権の設定を行うものが3件となっております。

この150件の計画につきましても、先ほど御審議いただいた5件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

1番から3番までにつきましては、譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

4番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番から4番、及び賃借権等設定番号1番から18番、21番から86番、89番から136番、138番から155番までについて審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、計画を決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（三浦 係長） 事務局。

日程第4議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の設定について」御説明いたします。

農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地等の権利を取得する者は、取得後において最低限の耕作面積を確保する必要があります。

その面積を下限面積といい、議案第4号資料1枚目にありますとおり、農地法第3条第2項第5号において、北海道は2ヘクタール、他の都府県は50アールと規定されておりますが、農林水産省令で定める基準を満たす区域については、農業委員会が下限面積として別段の面積を定めることができるようになっております。

資料内の下線部分が該当する規定でございます。

別段の面積の設定につきましては、平成23年度第8回農地部会において、東旭川町米原及び瑞穂の両区域については、高齢化等により離農が進み、今後対策を講じなければ農地の遊休化が懸念されることから新規就農を促進する必要があること、また、農地利用状況調査により、同区域には、要指導農地が当時約26.4ヘクタールあったことから、別段の面積として「10アール」を設定することについて決定したところであります。

また、別段面積の設定又は修正の必要性については毎年検討することとしており、平成24年度から平成29年度まで、いずれの年度におきましても、農地部会において審議を行い、継続して設定することを決定しております。

平成30年度につきましても、資料2枚目にありますとおり、不耕作地

などが未だに7.8ヘクタールあること、また、地域として引き続き新規就農を促進し、地域の活性化を図りたいとの意向があることから、農地法施行規則第17条第2項の基準を満たす状況にありますので、これまでと同様に東旭川町米原及び東旭川町瑞穂の区域において別段の面積「10アール」を設定しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号異議なしと認め、別段の面積について議案どおりとすることに決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」であります。これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で4件、合計7件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で15件、西神楽地区で3件、永山地区で8件、江神地区で3件、東旭川地区で21件、合計50件あり、こちらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から14番までの14

法人です。これらの法人について別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認しました。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
- 

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第4号「農地法第5条の許可に係る工事進捗状況報告について」事務局から報告いたします。

- 事務局（武田 主任） 事務局。

日程第8報告第4号「農地法第5条の許可に係る工事進捗状況報告について」御説明いたします。

議案の112ページを御覧ください。

報告案件は1件でございます。

本件転用につきましては、平成28年度第6回定例農地部会において審議し決定いただき、その後、平成28年12月7日付けで北海道知事から許可がありました。

しかしながら、平成30年4月12日付けで申請者から、造成用公共残土不足等により工事の完了予定日を平成30年3月31日から平成30年10月31日に延期したいとの申出を受けたことから、工事進捗状況報告を北海道知事に提出したものであります。

なお、知事への提出に当たり、事業計画変更は不要であることを北海道に確認しておりますので、合わせて御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。
- 

- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を閉会いたします。